

東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会条例（平成四年東京都条例第百五十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例 （趣旨） 第一条 この条例は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十条第二項の規定に基づき、同条第一項の協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 2 協議会の名称は、東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会とする。 第二条から第五条まで （現行のとおり）	東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会条例 （趣旨） 第一条 この条例は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第八条第二項の規定に基づき、同条第一項の協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 2 協議会の名称は、東京都自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会とする。 第二条から第五条まで （略）